

要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた課題（1）

—調整機関における機能不全とその要因—

○ 県立広島大学 田中聡子（006587）

松宮透高（県立広島大学・002749）

要保護児童対策地域協議会, マネジメント, 調整機関

1. 研究目的

本研究の目的は要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という）における実務者会議の運営上の課題を明らかにすることである。

2004年の児童福祉法改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を図るため、要対協が設置された。早期発見、迅速対応、関係機関連携および役割分担を図ることが意義とされた。その後設置が努力義務化され98.9%（2013/4）の市町村に設置された。基盤整備がされたにもかかわらず、死亡ケースは高い水準で推移している。2013年に厚生労働省が実施した「子どもを守る地域ネットワーク調査」では要対協の課題として、調整機関において専門資格を有する職員が十分に配置できていない59.0%、調整機関の業務量に対して職員数が不足している54.9%、会議運営のノウハウが十分ではない53.2%であり、実践面での課題は多い。要対協のあり方が個別のケースに影響を与えるとした加藤（2013）の悉皆調査では、調整機関の固定配置、実務者会議目的の検討、実務者会議のあり方、構成や担当者の研修などが課題としてあげられた。こうしたことから2017年度にA県の市町要対協担当者にブレインストーミングを実施し、要対協の課題を析出した（田中・松宮2015）。結果は調整機関、児童相談所、関係機関等の役割分担の明確化、専門性の担保、会議の運営方法および構成員の検討が必要ということであった。そこで、A県の課題は、他の地域と共通のものであるかどうかということ、加えて要対協が円滑に運営され、子どもを守り実践の上でも機能するために克服すべき課題は何かを考察する。

2. 研究の視点および方法

2015年に実施したA県調査を基に隣接4県において市町村要対協担当者研修機会を活用してブレインストーミング（2017年1月～2018年1月）を実施した。得られた記述カードの結果をA県で析出されたカテゴリーと比較検討した。A県で最初に並べて作成したKJ法の「探検ネット」に他の4地域のカードを足し、410枚のカードからカテゴライズし、関係性を図解化した。

3. 倫理的配慮

本研究は、「個人情報保護に関する法律」、厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、社団法人日本社会福祉学会が定めている研究倫理指針を厳守している。

データ収集においては、調査協力者に対し事前に調査の内容、目的等を示し、研究調査目的以外にはデータを利用しないこと、個人が特定されないように氏名や自治体名等は記

号化すること、調査協力は任意であり調査開始後の中止等の申し入れ等には応じることを口頭と文章で説明し、同意が得られた場合のみ実施することとした。本調査では参加者全員からその同意書の提出を得ている。

4. 研究結果

以下の3つの課題があげられた。①調整機関における事務局体制が安定しないこと。異動によって担当者が代わるため「長く関わっていくことができない」「経過を知らないまま会議を進める」。②担当者の職場内の立場が不安定である。専門職であるにも関わらず正規職員でないため「臨時職なので条件の良い雇用があると辞めてしまう」「職場内で担当者を支える体制がない」。③調整機関の内と外に二重の障壁が存在する。行政内部では、職種間の違いを乗り越えられず、組織内連携がとれず「見立てや支援方法が共有できない」、また外部専門機関とも連携の壁がある。

以上のことが、要対協の機能に対して以下のように影響を与えている。第一に、実務者会議において参加者が議論し、発言するような主体的な会議の運営に至らないこと、「説明、紹介の形式化」「形骸化」した会議になってしまうことである。第二に、事務局体制の不安定さは学校と福祉の協働等他機関との連携を阻害することになっている。「学校・幼稚園・保育園からヘルプの要請があっても行政的な対応になりがち」である。第三に、困難事例が増加し特にサービスや制度の隙間にある事例などは、迅速な連携が必要であるにも関わらず、チームとしての対応力不足が明らかになった。

5. 考察

子ども支援は家庭に介入し、保護者支援をすること、関係機関と連携し協働で支援をすることが求められている。家庭の課題は複数あり、ケースマネジメントが有効に機能することが重要である。A 県調査や先行研究で示されている要対協のあり方によって、個別ケースの対応に影響が出るということを克服するためには、調整機関、事務局体制の安定が基盤になると考える。職員の異動があっても安定した運営、機能が果たせることが重要である。そのため対応プログラムや研修マニュアル整備が必要と言える。事務局の安定が実務者会議の実効性を高め、情報共有にとどまらず支援の具体化までを議論できる可能を持つことができると言える。(本研究は科学研究費助成：課題番号 25380754 (2013-2015) 研究代表：松宮透高より実施)

引用文献

加藤曜子 (2013) 「要保護児童対策地域協議会全国市町村悉皆調査 調整機関、実務者会議、研修の在り方」平成 25 年度厚労科研『児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究』(主任研究員 藤原武男)

田中聡子・松宮透高「要保護児童対策地域協議会における支援体制とチームマネジメントの課題 (2)」日本社会福祉学会第 63 回秋季大会 (2015) 報告